

用語の説明

行	用語	説明
あ	委託料	漏水調査、水質検査、検針・転宅精算・滞納整理、料金計算、メーター取替等の委託費。
	請負工事費	道路改良、下水道工事等公共工事に伴う水道管移設に要する経費。
	営業外雑収益	受取利息・不用品処分による売却代金、その他直接営業によらない雑収益。
	営業費用	費用勘定の一つ。主たる事業活動に伴って生じる費用。水道事業においては、原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分して記載することとなっている。
か	簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう。
	企業債	地方公営企業が建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。
	企業団	複数の地方公共団体が地方公営企業に関する事業を共同処理する一部事業組合のことである。
	基本料金	二部料金制において、水道の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。松江市給水条例第23条第1項において水道メーターの口径別に定められている。
	給水区域	水道事業者が国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域。
	給水区域内人口	給水区域内に居住している人口。
	給水原価	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。
	給水戸数	給水契約の対象となっている戸数。
	給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道料金として収入になる収益。
	給水条例	水道事業者が、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について定めたもの。水道事業者は、給水契約について供給規程を定めなければならないが(水道法14条1項)、この供給条件の中に、地方公共団体においては使用料(水道料金)、過料など自治法の規定(225条、228条など)により条例で定めることとされている事項が含まれているためである。
	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。
	給水制限	渇水時などの災害時や水道施設の事故時において、給水の公平を確保するため、減圧、時間及び隔日により給水等を制限すること。

用語の説明

行	用語	説明
	給水量	給水区域内の一般の需要に応じて給水した実績水量。
	従量料金	二部料金制において、実使用量に応じ、すなわち1m ³ 当たりいくらとして徴収する料金のこと。松江市給水条例第23条第2項において使用量別に単価が定められている。
	供給単価	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの。
	減価償却	固定資産は、その使用によって経済的価値を減少していくが、その減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続きをいう。現金の支出は伴わない。
	検針戸数	使用量を計量するためにメーターを点検している戸数。
	口径別料金体系	水道メーター口径の大小に応じて料金格差を設ける料金体系。
	国庫補助	国がその施策を行うに当たり特別の必要があると認めるとき、又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に補助金を交付することができる。
さ	材料費	配水管漏水及び給水装置(邸内)修繕工事材料費、ろ過砂代等。
	受託工事収益	給水装置の新設・増設及び修繕等工事受託による収入。
	資産維持費	給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額。
	資産減耗費	貯蔵品のたな卸減耗費・固定資産の除却費。
	施設能力	浄水施設から水を供給しうる能力。通常、1日にどれだけの水量を供給できるかで示される。
	支払利息	企業債・一時借入金等の支払利息。
	修繕費	配・給水管、水道メーター、車輛、建設物の修繕費。
	受水費	水道用水供給事業者から供給を受ける用水などの受水に要する費用。
	上水道事業	計画給水人口が5,001人以上である水道によって水を供給する水道事業をいう。
	水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業。
	水道事業者	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けて水道事業を営むもの。
	水道法	昭和32年に制定され、水道事業の認可、水質基準、指定工事業者等に至るまで幅広く規定した、水道事業者にとっての基本法ともいべき法律

用語の説明

行	用語	説明
	水道用水供給事業	水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により水道事業者はその用水を供給する事業をいう。
	その他の営業収益	工事等の申込み手数料、配水管移設及び消火栓修理の負担金、材料売却収入。
	その他諸経費	燃料・備用品・通信運搬・印刷製本・被服・光熱水費及び旅費・分担金・負担金・賃借料等の経費。
た	地下水	地表面下にある水をいい、浅層地下水と深層地下水がある。
	地方公営企業	地方公共団体が、住民の福祉を増進するために経営する企業。住民の福祉の増進(公共性)と独立採算制の原則のもと経済性の発揮(経済性)を経営の基本原則としている。地方公営企業法に定められる。
	長期前受金戻入	固定資産取得時に財源とした補助金や企業債に係る繰入金を長期前受金といい、これにより取得した資産の減価償却に併せて、毎年度、減価償却費に一定の割合を乗じた額を収益(長期前受金戻入)として計上する。現金の収入は伴わない。
	逓増度(格差)	実使用量に応じ、1m ³ 当たりいくらかとして徴収する料金の最高単価と最低単価の割合のこと。(最高従量単価÷最低従量単価)
	動力費	浄水場・配水池・ポンプ場等の動力用電力料。
	独立採算制	水道事業を経営する場合は、一般会計とは別に特別会計を設けて、経理を行うことが規定されており(地方公営企業法第17条)、経営に要する経費は受益者負担の原則のもとに、使用者の負担(水道料金等)で事業を運営する仕組みをいう。
は	配水管	配水池、配水ポンプなどから給水管へ浄水を輸送する配管網をいう。
	配水量	配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。
	PPP / PFI	PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、行政と民間が連携し公共施設の建設や維持管理、運営などを行う手法で、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化などを図る。 PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPに似た手法で、公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金や経営能力、技術的能力を活用する手法。
	法定福利費	共済組合、地方公務員災害補償負担金。
や	薬品費	浄水場・配水池等で使用する滅菌用塩素・ポリ塩化アルミニウム等の薬品費。
	有収水量	料金徴収の対象となった水量。
	用途別料金体系	水道の使用用途を基準に料金格差を設ける料金体系。

用語の説明

行	用語	説明
ら	料金原価	水道料金でまかなうべき原価で、給水原価から料金以外の収入(受取利息、補助金、手数料、下水道料金徴収手数料など)を控除したもの。
	料金算定期間	水道サービスなどにかかる原価を積算する期間。水道料金の日常生活との密着性からは、長い期間を設ける必要があるため3年から5年を基準としいる。
	料金算定要領	日本水道協会作成の「水道料金算定要領」のこと。水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図ることを料金算定の基本原則とし、料金水準を決定する総括原価の具体的算定基準及び個別原価主義に基づく料金体系の設定基準を定めている。。